

## 大網白里市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、平成27年度及び平成29年度定期監査の報告並びに平成27年度財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、別添のとおり大網白里市長から通知があったので公表する。

平成30年3月27日

大網白里市監査委員 大島 有紀子

大網白里市監査委員 花澤 房義

総 第 3228 号

平成30年3月22日

大網白里市監査委員 大 島 有紀子 様  
同 花 澤 房 義 様

大網白里市長 金 坂 昌 典

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成27年11月30日付け監第305号及び平成29年11月27日付け監第348号で通知のあった定期監査の報告並びに平成28年3月9日付け監第425号で通知のあった財政援助団体等監査の報告に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり通知します。

1 報告書番号 平成27年11月30日付け監第305号

2 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>(地域づくり課)</p> <p><b>区長会主催による県外視察研修職員随行負担金について</b></p> <p>職員の旅費に関する条例第3条第1項によると、職員が出張し、又は赴任した場合には、当該職員に対し旅費を支給することとされている。</p> <p>しかしながら、区長会主催による県外視察研修に、公務として随行する職員2名分について、負担金名下に一人あたり5,000円を支出していたことが見受けられた。</p> <p>その行程等からして5,000円を超える費用は、区長会が負担しており、そのことは当該超える部分について、職員が財政援助団体から利益を受けているとも見うるものである。</p> <p>公務による旅行のための旅費については、条例等に基づき適正に行われるとともに、特に、財政援助団体への職員の随行については必要性について十分検討され、いやくも利益供与がないようにその実施について見直しを図られたい。</p> <p><b>区長会運営費補助金について</b></p> <p>地方自治法第232条の2によると、普通地方公共団体は、その公益上必要がある場合においては、寄附または補助をすることができることとされているが、財政援助団体へ補助金を交付することに対し、適正化及び効率化を図るためには、条例や規則の制定は勿論のこと、交付基準・要綱等の整備も必要不可欠である。</p> <p>しかしながら、区長会運営費補助金については、用途を明確にした交付基準・要綱等が策定されていないことから、宴会費、その他飲食代を含む視察研修費821,907円に対し、351,907円が補助金として充てられていた。</p> <p>今後、「知識の向上と区長相互の親睦のための研修会及び視察旅行の実施」を補助対象とする補助金の支出については、必要性について再検討されたい。</p>	<p>市区長会による県外視察研修への職員随行については、今後十分に検討を行い、必要性について判断していきます。</p> <p>また、公務として宿泊を伴う県外視察研修に随行している職員に対しては、出張命令により宿泊費及び雑費が支給されることから、視察研修にかかる宿泊料金及び飲食代については、実費分を随行職員が支払うように徹底いたします。</p> <p>大網白里市区長会運営費補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）」及び「補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）」に基づき交付を行っておりますが、市区長会運営の補助対象事業を明確にし、補助金が効果的かつ効率的に運用されるよう、「大網白里市区長会事業補助金交付要綱」を平成30年3月に策定いたしましたので、これらに基づき適正に処理してまいります。</p>

3 報告書番号 平成29年11月27日付け監第348号

4 監査の種類 定期監査（第1回）

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>(地域づくり課)</p> <p><b>区長会運営費補助金における交付要綱の策定について</b></p> <p>各財政援助団体等に対して補助金を交付するに当たっては、限られた財源を分配するものであるから、市の計画、施策に沿うようその公益的目的を検討し、それに対して有効な補助金の支出をなしうるよう、補助対象経費及び補助割合などを考慮した交付要綱が必要不可欠である。</p> <p>前回も指摘事項としたが、引き続きすみやかに区長会における補助金交付要綱を策定し、補助金交付に対し適正化及び効率化を図られたい。</p>	<p>大網白里市区長会運営費補助金については、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する条例（昭和30年条例第4号）」及び「補助金等に関する規則（昭和51年規則第11号）」に基づき交付を行っておりますが、市区長会運営の補助対象事業を明確にし、補助金が効果的かつ効率的に運用されることを目的に、「大網白里市区長会事業補助金交付要綱」を策定いたしましたので、これらに基づき適正に処理してまいります。</p>

5 報告書番号 平成28年3月9日付け監第425号

6 監査の種類 財政援助団体等監査

監査の結果（指摘事項）	講 じ た 措 置
<p>区長会（所管課：地域づくり課）</p> <p><b>会議費の支出全般について</b></p> <p>区長会の「会議費」として決算報告されていたものには、各地区の区長会に交付されている部分があったが、その交付された補助金が「会議費」として利用されていたかどうか、資料等で確認することもされないまま「会議費」として市に報告されていた。結果的に虚偽の報告となっており、他方で各地区では、収入項目の表記が不統一であり、その用途が会議費であることが周知されていなかったと思慮される。</p> <p>今後は、市から区長会に対する補助金については、その交付決定の趣旨に従って用いられるよう周知し、また、報告にあたっては、大網白里市補助金等交付基準を遵守するとともに、区長会の責任において正確な会計処理を行われたい。</p> <p><b>会議費として交付した補助金の用途について</b></p> <p>区長会の支出科目「会議費」から各地区区長会へ補助金を再交付していることから、各地区区長会に求めた決算報告資料を参考に監査したところ、会議費以外に補助金が用いられているところが見受けられた。</p> <p>また、瑞穂地区区長会の決算報告書によれば、区長会から支給された補助金120,000円のうち、27,554円が懇親会費さもなくば次年度繰越金に充当されたことが明らかである。繰越金はもとより、懇親会費の全部もしくは一部を補助金で賄うことは、いかなる場合も認められないから、区長会においては、補助金を再交付する必要性及び用途について再検討するとともに、補助金算出にあたっての支出根拠を含めた交付基準等の作成を行われたい。</p> <p>なお、補助対象経費以外に用いられたことが明らかな支出額であった27,554円については、区長会に返還を求めるなど必要な措置を講ずること。</p>	<p>大網白里市区長会から各地区の区長会に交付されております地区運営費補助金が「会議費」として処理されていたことから、「地区運営費」の科目を設け、補助対象事業として適正であるか確認するため各地区から予算書及び決算書を提出してもらい、区長会においてその内容を確認し、適正に処理されるよう指導を徹底してまいります。</p> <p>大網白里市区長会から各地区の区長会に交付されております地区運営費補助金が「会議費」として処理されていたことから、「地区運営費」の科目を設け、補助対象事業として適正であるか確認するため各地区から予算書及び決算書を提出してもらい、区長会においてその内容を確認し、適正に処理されるよう指導を徹底してまいります。</p> <p>なお、瑞穂地区区長会へ交付した地区運営費補助金27,554円については、市へ返還の措置を行いました。</p>